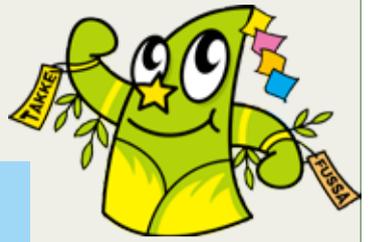




マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

特集号

マイナンバー制度



福生市公式キャラクター
たっけー☆☆

【マイナンバー制度の問合せ】マイナンバーコールセンター ☎ 0570・20・0178

【個人番号カードの問合せ】個人番号カードコールセンター ☎ 0570・783・578

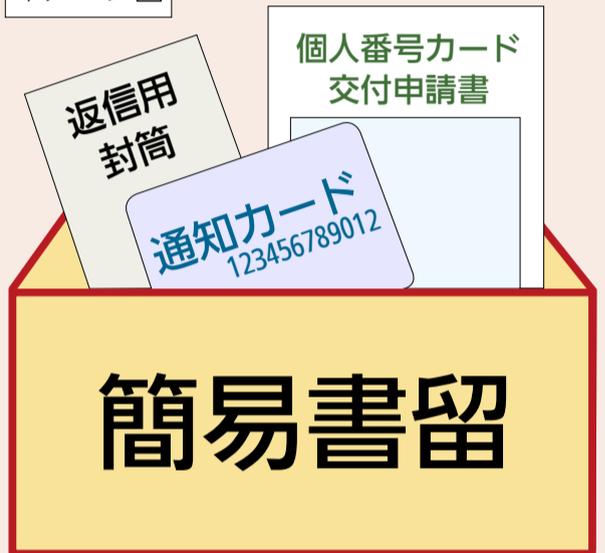
10 月中旬以降、皆さんに 12 桁の 個人番号（マイナンバー）が届きます！

12 桁の個人番号（マイナンバー）は、平成 27 年 10 月 5 日時点で住民票がある住民全員に対して、「通知カード」に記載されて住民票の住所に簡易書留で郵送されます（通知カードには、個人番号のほか、住所、氏名、生年月日、性別が記載されています）。

マイナンバーは、平成 28 年 1 月以降、社会保障、税、災害対策の分野で利用することになりますので、「通知カード」は大切に保管してください。

また、封筒には「個人番号カード交付申請書」が入っています。「個人番号カード」の申請方法は下記をご覧ください。

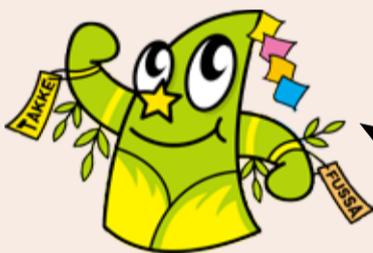
イメージ図



簡易書留

※ 10 月中旬以降全国で順次郵送するため、すぐには届かないこともあります（2 か月ほどかかる場合もあります）。

通知カードや個人番号カードを紛失した場合等で、再発行する際には手数料がかかります。



10 月中旬以降、
簡易書留で送ります。

「通知カード」は絶対に
なくしてはいけない
だったっけー☆☆



◆個人番号カードの申請方法（申請は任意です）

個人番号カードとは、平成 28 年 1 月以降、無料で取得することができるカード（IC チップ付き、個人番号、住所、氏名、生年月日、性別、顔写真掲載）です。表面は身分証明として利用できるほか、普及が進めば医療保険証やキャッシュカード等にも利用が拡大されるといわれています。

個人番号カードを申請される方は、通知カードと一緒に送付される「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入し、写真貼付のうえ、同封の返信用封筒に封入して郵送で申請してください。

個人番号カード交付の際、引き換えに通知カード及び住基カード（お持ちの方のみ）を窓口で返納することになります。

なお、個人番号カードの交付を一度受けた後に、紛失し、再交付を受けるためには、手数料がかかります。

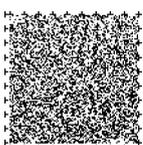
◆住基カードの交付が終了します

平成 28 年 1 月以降、番号制度に基づき個人番号カードが交付されるため、住民基本台帳カード（住基カード）は平成 27 年 12 月で交付が終了します。12 月末時点で、住基カードをお持ちの場合、有効期限まで利用できますが、平成 28 年 1 月以降、個人番号カードを取得する際、住基カードの返納が必要です。

◆電子証明書（公的個人認証）の交付が終了します

住基カードを使用した電子証明書（公的個人認証）は平成 27 年 12 月で交付が終了します。平成 27 年 12 月までに住基カードに登録した電子証明書をお持ちの場合、電子証明書の有効期限まで利用できます。

平成 28 年 1 月からは、電子証明書をあらかじめ搭載した個人番号カードの交付（申請した場合のみ）が始まります。



マイナンバーに関するQ&A



どうしてマイナンバーが必要なんだったっけー☆☆？

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理して、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるよ。期待される効果としては、大きく3つあげられるんだ。



【解説】

- ①所得やほかの行政サービスの受給状況が把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになります。(公平・公正な社会の実現)
- ②添付書類の削減や行政手続の簡素化等、国民の負担を軽減します。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。(国民の利便性の向上)
- ③行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになります。(行政の効率化)



みんなの個人情報心配なんだったっけー☆☆

マイナンバーを安心してご利用いただくために、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護しているよ。



【解説】

法律に規定があるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることを禁止しています。また、特定個人情報保護委員会という第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督を行います。さらに法律に違反した場合の罰則も規定しています。

システム面としては、個人情報を一元管理するのではなく、従来通り、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、行政機関間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わないようにしたり、システムにアクセスできる人を制限したり、通信の暗号化を行います。



マイナンバーは、いつから使うんだったっけー☆☆？

平成 28 年 1 月から、さまざまな手続きに使われる予定になっているよ。

例えば税の申告や、福祉関係の手続き等でマイナンバーを記入することがあるんだ。

年内に会社の給料担当等からマイナンバーの提供をお願いされることもあるよ。

いずれにしても、むやみにマイナンバーを他人に教えないようにしてね！



とっても勉強になったっけー☆☆



③事業者の皆さんへ

マイナンバー制度の導入に伴い、事業者の皆さんも準備が必要です。

1. 従業員のマイナンバーの取得・管理

社会保障や税の手続き（源泉徴収票作成、健康保険・厚生年金保険届出、雇用保険届出）のため、マイナンバーを取り扱うことになります。〈①取得〉マイナンバーの取得の際は取扱う人（給料担当等）を限定してください。また、本人確認や番号の間違い等に十分注意してください。〈②管理〉マイナンバーの管理は厳密に行う必要があります。鍵がかかる棚に保管したり、パソコンを利用する場合はパソコンのセキュリティ対策をしなければなりません。

また、不要になったマイナンバーは必ず廃棄してください。

2. 法人には 13 桁の法人番号

平成 27 年 10 月末ごろ、法人には 13 桁の「法人番号」が国税庁から通知されます。法人番号はマイナンバーと違い、公表して広く利用していただく目的があります。また、法人税の申告に法人番号が必要となる予定です。

▼マイナンバー制度の問合せは マイナンバーコールセンター

☎ 0570・20・0178

(全国共通ナビダイヤル)

【受付日時】平日午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分(土・日・祝日・年末年始を除く)

▼英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応は ☎ 0570・20・0291、一部 I P 電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合 ☎ 050・3816・9405 へ。

▼通知カード・個人番号カードの問合せは 個人番号カードコールセンター

☎ 0570・783・578

(全国共通ナビダイヤル) ※ 10 月 1 日(木)開設

【受付日時】〈平成 28 年 3 月まで〉平日午前 8 時 30 分～午後 10 時、土・日・祝日午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分

〈平成 28 年 4 月から〉平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

▼英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応は ☎ 0570・064・738、一部 I P 電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は ☎ 050・3818・1250 へ。



↑個人番号カード総合サイト
(<https://www.kojinbango-card.go.jp/>)

お掛け間違いのないよう、くれぐれもご注意ください。ナビダイヤルは通話料がかかります。